

自転車用幼児座席のSG基準
SG Standard for Child Carriers for Bicycles

(CPSA0070 公開用)

1. 基準の目的

この基準は、自転車用幼児座席の安全性品質及び消費者が誤った使用をしないための必要事項を定め、一般消費者の生命又は身体に対する被害の発生を防止することを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、体重8kg以上24kg以下でかつ年齢1歳(12か月)以上小学校就学の始期に達するまでの者を自転車に同乗させるために用いる自転車用幼児座席(以下「幼児座席」という)について適用する。

3. 種類

幼児座席の種類は下表のとおりとし、下表に該当しない幼児座席は認められない。

取り付け箇所による区分	幼児の体重の上限による区分	設置方式による区分	ヘッドガードの有無	一般自転車への適合	幼児2人同乗用自転車への適合	参考： 使用年齢及び目安身長
前形	15kg以下用	ハンドル中央部への設置	有	適合	適合	①1歳(12か月)以上 4歳(48か月)未満 ②目安身長100cm以下
			無	適合	不適合	
		ハンドルと乗員の間	有	適合	適合	
			無	適合	不適合	
後形	24kg以下用	リヤキャリヤへの設置	有	適合	適合	① 1歳(12か月)以上 小学校就学の始期に 達するまでの者 ② 目安身長120cm以下
			無	適合	不適合	

注1. 取り付け箇所による区分

前形：自転車の前部に取り付けて、幼児の同乗に使用するもの
後形：自転車の後部に取り付けて、幼児の同乗に使用するもの

注2. 幼児の体重の上限による区分

15kg以下用：体重8kg以上15kg以下の幼児（目安身長70cm以上100cm以下）が使用する幼児座席
24kg以下用：体重8kg以上24kg以下の幼児（目安身長70cm以上120cm以下）が使用する幼児座席

※上記の体重の制限範囲に加え、年齢の上限は道路交通法に基づき小学校就学の始期に達するまでの者であること。

注3. 設置方式による区分

前形は、ハンドル中央部への設置及びハンドルと乗員の間

備考1：「ヘッドガード」、「一般自転車」、「幼児2人同乗用自転車」、「足乗せ」、「シートベルト」、「握り」及び「補助締結具」の定義及び特記事項は以下のとおりとする。

- ・ヘッドガード： 同乗中、幼児が頭を休めたり、又は転倒時に衝撃を緩和させるために幼児の頭部を保護するように背もたれの上部に設置する部品（旧呼称：側頭部保護装置）なお、ヘッドガードと背もたれの区別がつかない構造にあっては、背もたれの上部をヘッドガードの一部とみなし、また、背もたれの上部及び上部から左右横わくに至る範囲で幼児の側頭部が接触する部分を「ヘッドガード」とみなす。また、ヘッドガードと背もたれが明確に区別できる構造にあっては、ヘッドガードの上端までを背もたれとみなす。
- ・一般自転車： 幼児1人を同乗できるシティ車（電動アシスト自転車を含む）
- ・幼児2人同乗用自転車： 幼児2人を同時に同乗できるように特別に設計されたシティ車（電動アシスト自転車を含む）で以下のもの
 - (1) 幼児2人が同乗できる座席を備えた自転車
 - (2) 幼児1人が同乗できる座席を備え、オプションの幼児座席1個を取り付けられる構造の自転車
 - (3) 幼児が同乗できる座席は備えていないが、オプションの幼児座席2個を取り付けられる構造の自転車
- ・足乗せ： 自転車で走行する時、同乗幼児の足を置く部材（足置き）、足を車輪に巻き込まないように足と車輪を隔離する部材（「足部隔離部材」）及び足の移動を制限する部材（「足部移動制限部材」）等から構成される幼児座席の部品
- ・シートベルト： 同乗幼児の動きを抑制するために使用する部品のうち、肩ベルト、腰ベルト及び股ベルトがあり、目的に応じてこれらを組み合わせて使用するものである。
なお、「ヘッドガード有」で同乗幼児の移動を適切に制限できる構造の保持システム（Y字形シートベルトなど）にあっては同乗幼児の腰部も保持できるため、腰ベルトを要しない
- ・握り： 同乗中の幼児が両手で握むことにより幼児の姿勢を安定に保持するための部品
- ・補助締結具： リヤキャリヤが壊れて幼児座席ごと後方へ脱落するのを防止するために自転車部品（リヤキャリヤ以外）と後形幼児座席を締結するための補助的なベルトや紐などをいう。

備考2： 幼児座席の取り付けに適合する自転車は原則としてJIS規格、SG基準、BAA(BA)基準またはこれらと同等以上の性能を有するもので車輪の径の呼び20以上のサイズのシティ車（電動アシスト自転車を含む）とする。

4 安全性品質

幼児座席の安全性品質は、次のとおりとする。

項目	基準	
1. 外観及び構造	<p>1. 幼児座席の外観及び構造は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 前形・後形共通事項</p> <p>(a) 各部の組付け、溶接等が確実であり、使用上支障のある変形等がないこと。 また、自転車への取り付けは容易かつ確実にでき、走行中脱落しない構造であり、かつ使用上支障のある緩み、がた等がないこと。 ボルト・ナット等による固定を行う場合は、緩み止めの処置が施されていること。</p> <p>(b) 幼児座席には長さを調整できるシートベルトまたは幼児の身体に合わせて適切に体位を保持できる拘束装置を次のとおり備えていること。 ただし、幼児の前方への移動を制限する部品がついている場合には、股ベルトを備えることを要しない。</p> <p>① 「ヘッドガード有」にあつては、同乗幼児の股、腰及び肩を押さえることのできるシートベルト、もしくは同様の機能を有する拘束装置を備えていること。 また、同乗幼児の移動を適切に制限できる構造の保持システム（Y字形シートベルトなど）にあつては同乗幼児の腰部も保持できるため、腰ベルトを要しない。</p> <p>② 「ヘッドガード無」にあつては、同乗幼児の股及び腰を押さえることのできるシートベルト、もしくは同様の機能を有する拘束装置を備えていること。 また、幼児の姿勢を保持する「握り」を必ず備えること。</p> <p>(c) 自転車に幼児座席を取り付けたとき、幼児座席の座面は水平又はやや後方に傾斜していること。ただし、後形にあつては、リヤキャリヤ上面と座面上面の角度が同等程度であればよい。</p> <p>(d) 背もたれや足乗せの高さを調整できるものにあつては、使用中、高さに変化しないように固定できる構造であること。</p> <p>(e) 各部の仕上げは良好で、身体に傷害を与えるようなばり、まくれ、先鋭部等がないこと。</p> <p>(f) 幼児の身体の触れる部分に現れるボルト、リベット等の先端は、著しく突出していないこと。 ただし、容易に脱落しない保護キャップ等で覆われているもの及び身体に容易に触れない部分については、この限りでない。</p> <p>(g) 自転車の運転や操作に支障のない構造と形状であること。</p> <p>(h) シートベルト等の体位を保持する拘束装置は簡易な操作で脱着が行えること。</p> <p>(2) 前形</p> <p>(a) 自転車との締結部は複数系統で固定されるなど冗長性を持った構造であること。</p>	

(b) 幼児座席はメーカーが指定する方法に従い適切な締付トルクで取付けた後、幼児座席を前後・上下・左右に揺すり緩みやがたが生じないこと。

(c) 前形の座面の中心はハンドル中心軸より後方にあること。

(3) 後形

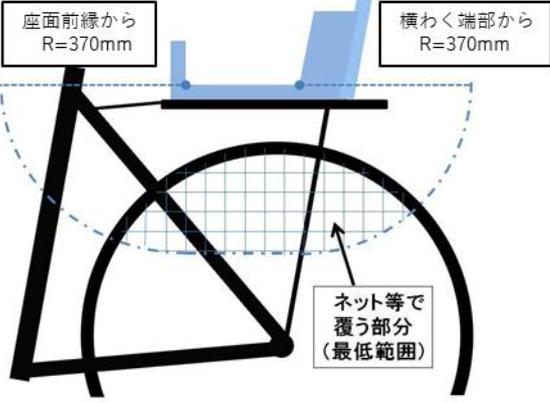
(a) 後形には、幼児の足部の後輪への巻き込みを防止するための足乗せを備えていること。足乗せをボルト・ナット等により固定しているものにあつては、ボルト・ナットが脱落しても足乗せが脱落しない構造であること。

(b) 後形には補助締結具がついており、この締結具は自転車のリヤキャリヤ以外の別の部位に取り付けられ万が一リヤキャリヤが外れても、幼児座席とリヤキャリヤの後方への移動を制限するものであること。

ただし、リヤキャリヤへの取り付け以外に自転車との補助締結手段を備えている場合を除く。

(c) 後形であつて自転車に取り付けたときに既に自転車につけてあるリフレックスリフレクタ（反射材）を隠す構造のものにあつては、幼児座席の後部にリフレックスリフレクタが取り付けられていること。

項目	基 準											
2. 寸法	<p>2. 幼児座席の寸法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 使用中幼児の手の触れる部分には、○mm以上○mm未満のすき間がないこと。</p> <p>(2) 横幅は○mm以下であり、かつ、歩行者等に危害を及ぼすおそれがない形状であること。</p> <p>(3) 背もたれの寸法は、以下に適合するものであること。</p> <p>(a) 座面と背もたれの角度は前形、後形ともに90°以上115°以下であること。</p> <p>(b) 座面から背もたれ上面までの高さは次の通りとする。</p> <p>① 前形 背もたれは○mm以上であって（高さ調整できるものにあっては調整した際に）○mm以下にすることができること。ただし、背もたれを最大に調整した際に○mm以下となること。</p> <p>② 後形 背もたれは（高さ調整できるものにあっては最小に調整した際に）○mm以上であること。</p> <p>(4) ヘッドガードは、転倒時に側頭部の衝撃を緩和するためのものであり、寸法は前形、後形とも背もたれ左右に前後方向の長さが○mm以上であること。またヘッドガードの覆う範囲は次の範囲内にあること。</p> <p>(a) 前形の保護範囲は次の範囲をカバーするもの 最大高さが座面上方○mm以上○mm以下</p> <p>(b) 後形の保護範囲は次の範囲をカバーするもの 最大高さが座面上方○mm以上○mm以下</p> <p>(5) 座面から横わく上面までの高さ（横枠保護範囲）は、以下に適合するものであること。</p> <p>(a) 15kg以下用にあっては、○mm以上であること。</p> <p>(b) 24kg以下用にあっては、○mm以上であること。</p> <p>(6) 足乗せは適正な位置に取り付けられており、足置き幅は○mm以上であること。</p> <p>(7) 独立した握りを備えているもの、または幼児着座時に前方周辺部材の一部が握りの機能を担うものにあっては寸法は、表1に適合するものであること。 表1 (単位：mm)</p> <table border="1" data-bbox="252 1653 887 1906"> <thead> <tr> <th>部 位</th> <th>寸 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>握りの長さ</td> <td>左右それぞれ ○以上</td> </tr> <tr> <td>握りの直径</td> <td>○以上 ○以下</td> </tr> <tr> <td>座面から握り下面までの高さ</td> <td>○以上</td> </tr> <tr> <td>座面から握り上面までの高さ</td> <td>○以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(8) シートベルト（肩ベルト、腰ベルト及び股ベルト）は幅が○mm以上であること。</p> <p>(9) 幼児座席と足乗せの構成部材間で形成されるすき間は直径○mmの円筒が通過しない寸法であること。</p>	部 位	寸 法	握りの長さ	左右それぞれ ○以上	握りの直径	○以上 ○以下	座面から握り下面までの高さ	○以上	座面から握り上面までの高さ	○以下	
部 位	寸 法											
握りの長さ	左右それぞれ ○以上											
握りの直径	○以上 ○以下											
座面から握り下面までの高さ	○以上											
座面から握り上面までの高さ	○以下											
	基 準											

項目		
3. 足部の保護性能	<p>3. 幼児座席と車輪との隔離距離又は構造は次の通りとする。</p> <p>(1)前形 自転車に取り付けたとき、幼児座席の座面端部(足部を出す開口部に限る)から自転車の前車輪までの距離が○mm以上であること。</p> <p>(2)後形 次のa)、b)、又はc)のいずれかに適合すること。</p> <p>a) 自転車に取り付けたとき、幼児座席の座面端部(足部を出す開口部に限る)から自転車の後車輪までの距離が○mm以上であること。</p> <p>b) 幼児座席の座面端部(足部を出す開口部に限る)から○mm以内の距離にある自転車の車輪部の全体が直径○mmの円筒を通さないネット等により覆われる構造であること。(図1)</p> <p style="text-align: center;">図1 足部の保護範囲(1)</p>  <p style="text-align: center;">(横から見た図)</p> <p>c) 幼児座席の足乗せの構造によりb)を以下のように適用してもよい。</p> <p>①足置き前方部分 保護範囲Aをネット等(ドレスガードは可)で覆うこと。(図3)</p> <p>① 足置きの下方部分 幼児座席座面端部(足部を出す開口部に限る)から足置き(中央部)の外幅までの距離(a)と足置きの下端から水平に延ばした線より下方に60°をなす角度で足置きの外幅から後輪スポークまでの距離(b)の和の値により以下に適合すること。</p> <p>i) $a+b \geq \text{○mm}$ の場合 幼児の足の到達範囲を超えているのでネット等と同等の足巻き込み防止機能を有するとみなし、ネット等で覆う部分から除外することができる。(図2)</p> <p>ii) $a+b < \text{○mm}$ の場合 幼児の足の到達範囲にあたる部分(保護範囲B)をネット等で覆うこと。(図3)</p>	

項目

基準

- ① 足置きの後方部分
- i) 後方への足部移動制限部材を有するものは足乗せ部後方はネット等で覆う部分から除外することができる。
 - ii) 後方への足部移動制限部材を有しないものは幼児の足の可達範囲(保護範囲C)をネット等で覆うこと。

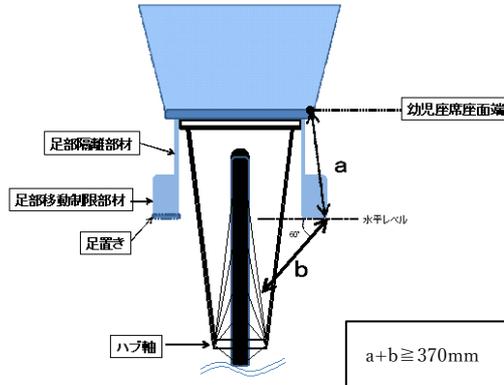


図2 足巻き込み防止機能を有する場合
(後方から見た図)

足置きの幅：○mm以上

足部隔離部材※：車輪との接触防止

足部移動制限部材※：幼児の足部の前後方向への移動を制限

※直径30mmの円筒を通過しない部材

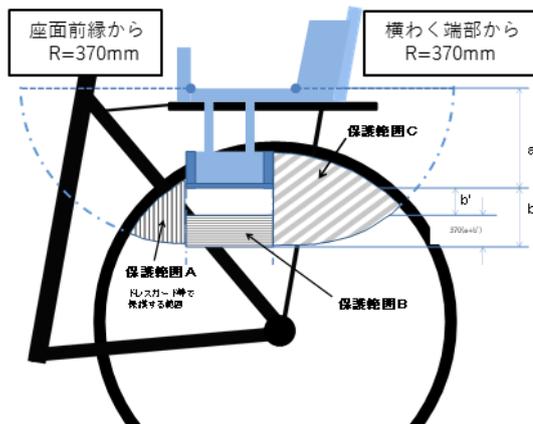


図3 足部の保護範囲(2)
(横から見た図)

項目	基準	
4. 耐久強度	4. 幼児座席の耐久強度は、1個の幼児座席を継続使用して動的強度試験を実施したとき、締結部の外れ、破損、著しい変形等がないこと。	

項目	基 準	
5. 各部の 静荷重強度	<p>5. 幼児座席の各部の静荷重強度は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 座面上方○mmの背もたれの中央部に後方に○N(15kg以下用にあっては○N)の荷重を○分間加えたとき、各部に破損、外れ等がなく、かつ荷重除去後、使用上支障のある変形等の異状がないこと。</p> <p>(2) 背もたれ上端(調整できるものは、最大に調整した状態)中央部に後方に○Nの荷重を○分間加えたとき、各部に破損、外れ等がなく、かつ荷重除去後、使用上支障のある変形等の異状がないこと。</p> <p>(3) 背もたれにヘッドガードが取り付けられているものにあっては、前端中央部にヘッドガードに直角に○Nの荷重を○分間加えたとき、各部に破損、外れ等がなく、かつ荷重除去後、使用上支障のある変形等の異状がないこと。</p> <p>(4) 横わく前縁上端部に外方向に○N(15kg以下用にあっては○N)の荷重を1分間加えたとき、各部に破損、外れ等がなく、かつ荷重除去後、使用上支障のある変形等の異状がないこと。</p> <p>(5) 握りを備えているものにあっては、握りに○N(15kg以下用にあっては○N)の荷重を前方向及び後方向にそれぞれ○分間加えたとき、各部に破損、外れ等がなく、かつ、荷重除去後、使用上支障のある変形等の異状がないこと。</p> <p>(6) 足乗せ中央部に下方に○N(15kg以下用のものにあっては○N)の荷重を○分間加えたとき、各部に破損、外れ等がなく、かつ荷重除去後、使用上支障のある変形等の異状がないこと。</p>	

(7) シートベルトにより幼児の身体を拘束・保持するものにあつては（肩ベルト・腰ベルト・股ベルト）は、それぞれの幼児座席との取り付け部を○Nの荷重で○分間引っ張ったとき、幼児座席側、ベルト側および取付部品の各部に破損、外れ等がないこと。

シートベルト以外の方法により幼児の身体を拘束・保持するものにあつては、拘束・保持装置を上方および前方に○Nの力を○分間加えたとき、各部に破損、外れ等がないこと。

また、長さ調整バックル等を含むシートベルト単体は、その長手方向に○Nの荷重を繰り返し○回加えたとき、バックル等の締付部の緩みが○mm以下でありかつ、各部に破損、外れ等がなく、使用上支障のある変形等の異状がないこと。

(8) 車輪との隔離部材及び足の移動制限部材はそれぞれの表面に直角に直径40mmの木製あて板を介して100Nの荷重を1分間加えたとき車輪との隔離部材又は木製あて板が車輪に接触することがなくかつ荷重除去後、各部に使用上支障のある変形等がないこと。

(9) 補助締結具は、実使用を模擬した試験用固定具に装着した状態で後方へ600Nの荷重で1分間引っ張ったとき、破損、外れ等がないこと。

これには取付のブラケット類も含むものとする。

項目	基 準	
<p>6. 耐落下 衝撃性</p> <p>7. 材料</p>	<p>6. 幼児座席の耐落下衝撃性は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 幼児座席を○℃±○℃の高温槽内に○時間～○時間保持した後、○mの高さから側面がコンクリート面にぶつかるように落下したとき、各部に破損、き裂等の異状が生じないこと。</p> <p>(2) 幼児座席を○℃±○℃の低温槽内に○時間～○時間保持した後、○mの高さから側面がコンクリート面にぶつかるように落下したとき、各部に破損、き裂等の異状が生じないこと。</p> <p>7. 幼児座席の材料は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 耐しよく性材料以外の金属材料は、防せい処理が施されていること。</p> <p>(2) 幼児座席に使用されている合成樹脂材料及び繊維材料は、耐候性を有するものであること。</p> <p>(a) シートベルトの引張強度は、耐候性試験後○N以上であること。</p> <p>(b) 補助締結具の引張強度は、耐候性試験後○N以上であること。</p> <p>(3) 幼児の身体が触れる部分に使用されている合成樹脂材料及び合成樹脂塗料は、人体に有害な影響を与えるおそれがないものであること。</p>	

--	--	--

項目	基 準	
8. 付属品	<p>(4) 幼児の身体が触れる部分に使用されている繊維材料は、皮膚に有害な影響を与えるおそれがないものであること。</p> <p>8. 幼児座席の付属品は次のとおりとする。</p> <p>(1) 幼児座席をバスケット状態とするための部品が取り付けられているものにあつては、4. 繰り返し荷重試験により締結部の緩みがなく、かつ外れる方向に○Nの荷重を加えたときに外れないこと。</p> <p>(2) 幼児座席に取り外すことができる小部品(締結部品を除く)を付属又は取り付けられている場合、その部品は幼児が誤飲する大きさではないこと。</p> <p>(3) その他の付属品については、幼児座席の使用上の安全性を損なわないものであること。</p>	
9. クッションを別売とする場合の特則	<p>9. クッションを別売とする場合、取り付けることができるクッションを表示又は取扱説明書で指定し、いずれのクッションを使用した場合でも安全性を損なわないものであること。</p>	

幼児座席の表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項目	基準	
1. 表示	<p>1. 製品には、容易に消えない方法で次の事項を表示すること。</p> <p>(1) 申請者（製造業者、輸入業者等）の名称 又はその略号</p> <p>(2) 製造年月若しくは輸入年月又はその略号</p> <p>(3) 幼児座席の質量（但し専用の幼児座席にあつては乗せることができる幼児の体重でも良い）、年齢及び身長範囲</p> <p>(4) 子供を事故から守るためにヘルメットを必ず着用させること。</p> <p>(5) 自転車に幼児座席を取り付け、幼児を同乗させることにより、自転車のハンドル操作や走行安定性を損ない、制動操作時に制動距離が長くなること。</p> <p>(6) 使用するときには、各部の状態を確認し、破損、変形や緩みがあるときには、使用しないこと。</p> <p>(7) 足乗せから足が外れると足が車輪に巻き込まれ危険であること。</p>	
2. 取扱説明書	<p>2. 製品には、次に示す主旨の取扱上の注意事項を明示した取扱説明書を添付すること。</p> <p>ただし、その製品に該当しない事項は、省略してもよい。</p> <p>なお、一般消費者が理解できるよう図等で明示するのが望ましい。</p> <p>(1) 取扱説明書を必ず読み、読んだ後保管すること。</p> <p>ただし、以下の各項が製品に容易に消えない方法により表示してあるものは、本項を省略してもよい。</p> <p>(2) 適合自転車、幼児の適用範囲の記載及び取扱説明書の記載を守らない場合にはSGマーク制度の賠償対象外になる恐れがある旨。</p> <p>(3) 自転車に幼児座席を取り付け、幼児を同乗させることにより、自転車のハンドル操作や走行安定性を損ない、制動操作時に制動距離が長くなること。</p> <p>(4) 幼児座席の質量（但し専用の幼児座席にあつては乗せることができる幼児の体重でも良い）、使用できる幼児のリヤキャリヤ最大積載質量ごとの体重（後形のみ、但し専用の幼児座席にあつては省略可）、年齢及び身長範囲を明記すること。</p> <p>(5) 以下の事項を含み、幼児座席を取り付けることができる自転車について記載すること。</p> <p>(a) 共通事項</p> <p>取り付けることができる自転車の車種、車輪の径の呼び、スタンドの種類等について記載されていること。なお、スタンドの種類については、次の趣旨が記載されていること。</p>	

項目	基準	
	<p>① 両立スタンドを備えた自転車に取り付けること。</p> <p>② また、一本スタンドを備えた自転車には取り付けはならないこと。</p> <p>(b)前形に記載すべき事項</p> <p>① 取り付けることができるハンドルの形状(ハンドルステムのラッグの突き出し寸法によって座面が前傾となるものにあつては、「ハンドルの形状・構造」として、少なくとも、装着できないハンドルステムの突き出し寸法等について図等を用いて記載されていること。)</p> <p>② 前形のハンドルと乗員の間には設置するものは、座面と前車輪との距離が〇mm以下になる自転車には取り付けないこと。(測定方法について図等を用いて具体的に記載しかつ、この指示を守らないと幼児が車輪に足を巻き込むことがあり危険であること。)</p> <p>③ 旋回抑制機構を備えた自転車に取り付けることが望ましいこと。</p> <p>④ 幼児座席の背もたれ高さで自転車乗員の乗車時の目の高さとの高低差によっては、前方視界に影響があること。</p> <p>(c)後形に記載すべき事項</p> <p>① 後車輪に足巻き込み防止ネット等(ドレスガード)を備えた自転車に取り付けること。幼児の足の到達範囲(図1)を包含する足巻き込み防止ネット等を備えた自転車に取り付けることを推奨すること。</p> <p>① 自転車の表示、取扱説明書を確認して、その自転車に幼児座席の取付けが可能かどうかを確認すること。自転車に幼児座席の取付け可否の表示のない自転車は、適合自転車対象外になるため、装着ができないこと。自転車の取扱説明書で判断できない場合には、自転車販売店に必ず相談すること。</p> <p>② 装着できるリヤキャリヤは、クラス27以上の最大積載質量のキャリヤに限ること。</p> <p>④ キャリヤの種類で幼児の最大適用体重が異なるので、それぞれの最大適用体重を記載すること。</p> <p>⑤ リヤキャリヤに表示されている最大積載質量を厳守すること。</p> <p>(6)以下の事項を含み、適切な自転車への取付方法について図等を用いて記載すること。 重要度の高い項目から順に記載した取り付けチェックリスト(一覧表)の添付が望ましい。</p> <p>(a)幼児座席は、販売店で取り付けてもらうことが望ましいこと。</p> <p>(b)取り付け部の調整等によって座面の傾斜が変化して前下がりになるものにあつては、座面が前下がりにならないように取り付けるための具体的な取付方法を記載すること。</p>	

項目	基 準	
	<p>(c)前形の取り付けに際して、自転車のハンドルを上下する必要があるときは、必ず販売店に相談すること。</p> <p>(d)後形にあつては、自転車のリヤリフレックスリフレクタの後方からの視認を妨げないように取り付けること。</p> <p>(e)後形の取り付けに際して、いわゆる「はしご形のパイプキャリヤ等、外枠のみで幼児座席を締め付けるために、取り付け板が反って変形してしまうリヤキャリヤには、取り付けはならないこと。 (取り付け板が反って変形すると、使用中に振動等で締め付けが緩みやすく幼児座席が脱落するなどの恐れがある)</p> <p>(7) 取付時の注意</p> <p>(a) 自転車に取り付ける幼児座席は一般車では1つ、幼児2人同乗用自転車では前後に各1つに限ること。</p> <p>(b) 使用上、幼児の手足が届く範囲に自転車用錠があると錠が作動して危険があるので、その位置などに十分に注意すること。</p> <p>(8) リクライニング機構の使用 調整方法、2歳未満の幼児が使用する際には背もたれの角度が0° 以上0° 以下になるように調整することを含む。</p> <p>(9) 使用上の注意 以下の事項を含み、使用上の注意について図等を用いて記載すること。 重要度の高い項目から順に記載した使用前のチェックリスト（一覧表）の添付が望ましい。</p> <p>(a) 使用するときは、ネジ等の緩みが無く取り付けが確実であることを確認すること。 更に後形にあつては、リヤキャリヤの取り付けネジについても緩みが無いことを確認すること。また破損、変形等したままでは使用しないこと。</p> <p>(b) ヘッドガード有で高さが調整できるものにあつては、幼児を幼児座席に着座させたとき、背もたれ及びヘッドガードが頭部の中心（耳の上）より高くなるように調整すること。</p> <p>(c) 子供を 事故から守るためにヘルメットを必ず着用させること。ヘルメットを着用させない場合の事故は重傷になるが、着用させる場合は軽傷ですむことが報告されていること。 また、運転者もヘルメットを着用することが望ましいこと。</p> <p>(d) 幼児には必ず靴を履かせること。</p> <p>(e) 幼児は荷物等よりも後に乗せ、最初に降ろすこと。</p> <p>(f) シートベルト等幼児の身体拘束・保持装置の脱着および調節方法に関すること。</p> <p>(g) 幼児座席への乗降の際、幼児自ら乗降させないようにすること。 この項目は製品本体にも表示することが望ましい。</p>	

項目	基 準	
	<p>(h) 幼児を乗せるときは、幼児が正しい姿勢であることを確認すること。特に足部の位置に留意すること。</p> <p>(i) 自転車に同乗させる幼児は一般車では1人、幼児2人同乗用自転車は前後に各1人に限り、使用できる幼児の年齢、体重及び身長範囲を守ること。</p> <p>(j) 背もたれの角度が0°未満のものにあつては、幼児が握りをしっかり握るよう留意すること。</p> <p>(k) 必ずシートベルト等を使用すること。</p> <p>(l) 運転中幼児が寝ないように注意すること。</p> <p>(m) 幼児を乗せたまま自転車から短時間であっても手を離さないこと。</p> <p>(n) シートベルト等が車輪に巻き込まれないよう注意すること。</p> <p>(o) 雨ざらしにしないこと。</p> <p>(p) 使用にあつては、交通法規を守ること。</p> <p>(q) 小学生以上の児童を同乗させることは道路交通法違反となり、違反の場合はSGマーク制度の賠償対象外となる恐れがあること。</p> <p>(r) SGマーク制度は、幼児座席の欠陥によって発生した人身事故に対する補償制度である旨。</p> <p>(10) 製造業者、輸入業者又は販売業者等の名称、所在地及び電話番号を記載すること。</p>	